

# 月形町過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～令和2年度

北海道樺戸郡月形町



<b>1 基本的な事項</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b>
(1) 月形町の概況／1	
(2) 人口及び産業の推移と動向／3	
(3) 行財政の状況／5	
(4) 地域の自立促進の基本方針／10	
(5) 計画期間／11	
<b>2 産業の振興</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>12</b>
(1) 現況と問題点／12	
(2) その対策／13	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／15	
<b>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>17</b>
(1) 現況と問題点／17	
(2) その対策／18	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／19	
<b>4 生活環境の整備</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>21</b>
(1) 現況と問題点／21	
(2) その対策／22	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／23	
<b>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>25</b>
(1) 現況と問題点／25	
(2) その対策／26	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／27	
<b>6 医療の確保</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>29</b>
(1) 現況と問題点／29	
(2) その対策／29	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／29	
<b>7 教育の振興</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>30</b>
(1) 現況と問題点／30	
(2) その対策／30	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／31	
<b>8 地域文化の振興等</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>32</b>
(1) 現況と問題点／32	
(2) その対策／32	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／32	
<b>9 集落の整備</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>33</b>
(1) 現況と問題点／33	
(2) その対策／33	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／33	
<b>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>34</b>
(1) 現況と問題点／34	
(2) その対策／34	
(3) 計画（平成28～令和2年度）／34	
<b>事業計画（過疎地域自立促進特別事業分）</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>35</b>



## 1 基本的な事項

### (1) 月形町の概況

#### ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

月形町は、北海道の中央西部、空知総合振興局管内の南西部に位置し、南東は石狩川を隔てて美唄市及び岩見沢市に、西は石狩郡当別町に、南は石狩郡新篠津村に、北は樺戸郡浦臼町に接している。町の北西部に広がる森林地域は、増毛山麓に連なり、この山系から発する河川は石狩川に注ぎ、その間に高丘が展開し、東南部では石狩平野の一部を形成しており、肥沃な耕地が広がっている。総面積 150.40k m<sup>2</sup>の約 70%が山林原野で占められ、耕地は約 20%である。気候は、内陸性の特性を持ち、7～8月の平均気温は20度程度であり、1～2月の平均気温もマイナス6度程度で、昼夜の温度較差は著しいものの、概して温和な気候である。しかし、積雪量は多く、最大積雪深は140～200cm程となり、融雪は概ね4月中旬頃である。

樺戸集治監（樺戸監獄）が開庁された明治14年に空知総合振興局管内第1号の村として誕生した月形町の行政変遷は、明治15年に樺戸、雨竜、上川の3郡役所が置かれ、明治39年には二級町村制を、昭和28年には町村制を施行している。

地理的には、道都札幌市に約50km、空知総合振興局所在地の岩見沢市に約20km、日本海沿岸の石狩市厚田区に約30kmの距離にあり、札幌市とはJR札沼線（学園都市線）や国道275号で、また他の市町村とは主要道道で結ばれ、月形町が発揮すべき広域的機能の基礎は備わっている。

生活基盤である町道の改良・舗装は概ね完了しているものの、引き続き安全施設の設置を中心とした整備や橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が必要である。生活用水の供給は月新水道企業団により、また、住民の生命を守る常備消防は岩見沢地区消防事務組合により広域的に行われている。

下水道は、人口集中地区の整備を終えており、下水道供用区域外については、合併処理浄化槽の普及に取り組む一方、上水道においては、災害に強いライフラインを目指し、耐震管への布設替等を行っている。また、住環境については、定住化を促進するための町営住宅の整備や公的宅地の分譲を行っている。近年、地球環境への意識が一層高まる中、広域連携のもと廃棄物対策における循環型社会の形成を目指す取り組みを進めている。

保健・医療・福祉関係では、社会福祉協議会と連携のもと、知的障がい者支援施設や養護・特別養護老人ホーム、老人保健施設が社会福祉法人などにより運営されているほか、急速に進む高齢化の中で、町立病院の役割がますます重要となっている。介護保険事業は第6期計画期間に入り、今後は利用者のニーズにあわせた事業の推進が求められている。また、地域子育て支援事業や公立保育所を行っており、学童保育所をはじめ、各種の子育て支援施策を推進している。

経済的諸条件では、農業生産基盤の強化と農業・農村所得の向上、担い手の育成、確保を目標として、「売れる米づくり」の実践や重点振興作物の生産推進を基本に、生産コストの削減や6次産業化の推進、農業経営の法人化などへの取組を進めている。

商業においては、消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、購買力の流出が著しく、高齢化や後継者不足とも相まって、商店の廃業が増加している。一方、観光においては、特別な生い立ちを持つ歴史を今に伝える月形樺戸博物館や、旧石狩川を利用した皆楽公園など、個性ある観光資源を有しており、今後は、観光客の増加はもとより、観光・交流から移住・定住を見据えた有効活用に努める必要がある。

## ② 月形町における過疎の状況

### ア 人口等の動向

月形町の人口の推移は、政治、経済、社会の動きに連動して長期的な傾向で過疎化現象が続いている。総人口は昭和 35 年の 9,492 人をピークに昭和 40 年は 7,751 人、昭和 45 年には 6,656 人と過疎化の一途をたどり、その後においても昭和 50 年には 5,947 人と 6 千人を割るまで減少した。昭和 58 年の月形刑務所開所により、総人口は一時的に増加したものの、平成 2 年には 5,537 人となり、平成 7 年は 5,310 人、平成 12 年は 5,144 人、平成 17 年は 4,785 人となった。平成 19 年に月形刑務所が増設されたことにより、平成 22 年は 4,859 人と増加したが、平成 27 年 3 月 31 日現在住民基本台帳登録人口は、3,535 人とピーク時の昭和 35 年の人口に対し半分以下にまで減少している。

人口減少の主な要因は、昭和 38 年の月形炭鉱閉山とその関連企業の撤退や昭和 40 年の帝国繊維月形亜麻工場の閉鎖などによる社会減であり、その後は有力な企業の進出もなく、雇用の場が減少の一途を辿るとともに、近年は産業後継者を中心とした若年者の未定住傾向や少子化などによる自然減があげられる。

### イ これまでの対策

月形町は、若年層を中心とする人口流出や少子高齢化の進行など、多くの行政課題を抱えているが、本過疎地域自立促進計画の前計画においては厳しい現状を直視し、心の過疎に陥ることの無いよう必要な対策に取り組んできた。

総体的には蔓延する行政課題も多いことから、過疎地域自立促進特別措置法の下で展開された意図的な施策を継続するなど、まちづくりにおける各分野の課題に対応してきた。

重点的には、若年層などの定住化を促進するために、町営住宅の整備や宅地の開発と供給を進めた。また、月形町の経済基盤の根幹を成す農業の生産性向上のため、土地改良事業などの基盤整備に取り組んできている。

### ウ 現在の課題と今後の見通し

月形町の人口等の動向やこれまでの過疎対策を踏まえ、地域づくりをめぐる社会の動きと新しい視点を勘案して、課題を再整理する必要がある。

産業分野においては、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少と地域の過疎化が同時に進行し、生産機能はもとより、自然環境の保全や伝統文化の継承などの機能も失われつつある。さらに、TPP への参加などの貿易自由化の動きの中で、農業全体が大きな影響を受けることも懸念されている。

このような厳しい状況を打開して、自立を促進するためには、基幹産業である農業の維持・発展に向けた多面的な取り組みや、安全・安心な暮らしが実感できる環境の整備、保健・医療・福祉体制の充実に向けた対策を重点的に粘り強く進めていく必要がある。

## ③ 月形町の社会経済的発展の方向の概要

過疎地域の経済は、一部で持ち直しの動きもみられるものの、相対的には依然として厳しい状況が続いている。加えて第 1 次産業や後継者の不足、商店街の衰退や企業の撤退等に状況がみられ、これらに伴う地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が問題となっている。

このような厳しい見通しのなか、月形町の経済的発展の機軸として、基幹産業である農業は大き

な期待を背負っている。農業従事者の高齢化や後継者不足の課題を、新たな経営感覚と手法をもった担い手の確保により克服し、本町農業を今まで以上に成長させていく必要がある。

また、町経済活性化に向け、商業や観光・レクリエーション産業の分野との連携を深め、雇用の場の拡充と起業の支援や新商品の開発、既存企業の経営の安定化に向けた取り組みを進めていく必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

前述した月形町の人口の推移は、表 1-1 (1) に示すように、減少率は昭和 35 年から 40 年の 5 年間で 18.3%と著しく、その後は鈍化しているものの、引き続き人口は減少し、平成 22 年の総人口は昭和 40 年の約 63%にまで落ち込んでいる。年齢階層別人口の推移については、まず、0 から 14 歳の年少人口の減少率は、昭和 35 年から 40 年の 5 年間で 30.0%の減少と最も大きく、その後、減少率はやや低下したが、平成 17 年から 22 年では 29.5%減少と、高い減少率を示している。

15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、昭和 40 年以降減少を続けていたが、平成 19 年の月形刑務所の増設により増加となった。生産年齢人口のうち 15 歳から 29 歳の若年者が減少率しており、昭和 35 年から 40 年の 5 年間で 20.1%減少し、その後も減少を続け、平成 7 年調査では一時的に 0.8%の増加を見せるものの、平成 12 年には再び 5.2%の減少が生じ、平成 22 年には 3.7%の減少となった。

また、65 歳以上の高齢者人口の推移は、若年者人口の減少に相反し、昭和 35 年から 40 年の 5 年間で 12.5%増加し、特に昭和 45 年から 50 年では 25.8%の増加、昭和 60 年から平成 2 年、平成 2 年から 7 年はともに 18.5%と増加率は高く、平成 17 年までは増加していたが、平成 22 年には 1.7%の減少となった。

年齢階層別の構成は、昭和 35 年に 4.0%、昭和 40 年に 5.4%であった高齢者人口が、平成 17 年には 28.5%まで増加し、平成 22 年には 27.6%となっている。これに対して昭和 35 年に 27.8%を占めていた若年者人口は減少し続け、昭和 55 年には 20%を割り、平成 17 年には 11.4%、平成 22 年には 10.8%となっている。

今後とも総人口の減少、高齢化の進行、若年者人口の流出が続くことが想定されるが、人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、自然環境などを背景とした田園的魅力が見直されていることに加えて、定住環境の向上や雇用対策、余暇対策の充実などにより、町外流出者の減少、都市生活者の転入も期待される。

一方、産業別就業人口の動向は、昭和 35 年から 40 年の間に炭鉱の閉山や関連企業の閉鎖などが起因して就業人口総数が 21.3%減少し、その後鈍化しているものの総人口の減少に伴い引き続き減少している。第 1 次産業就業者の構成比は、昭和 35 年の 52.8%から昭和 40 年に 53.7%と一時的に増加したが、その後は漸減を続け、平成 22 年には 31.7%まで低下している。第 2 次産業就業者は、昭和 35 年に 24.6%を占めていたが、石炭鉱業の衰退により昭和 40 年には 17.5%に減少し、以後は徐々に減少している。第 3 次産業就業者の構成比は、昭和 35 年の 22.6%から平成 12 年には 50.0%を占めるまでに上昇し、昭和 60 年から第 1 次産業の占める割合を上回っている。

表1-1 (1)

(単位: 人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	9,492	-	7,751	△ 18.3	6,656	△ 14.1	5,947	△ 10.7	5,427	△ 8.7
0~14歳	3,284	-	2,300	△ 30.0	1,670	△ 27.4	1,340	△ 19.8	1,089	△ 18.7
15~64歳	5,833	-	5,029	△ 13.8	4,493	△ 10.7	3,987	△ 11.3	3,638	△ 8.8
うち15~29歳	2,636	-	2,106	△ 20.1	1,636	△ 22.3	1,288	△ 21.3	1,029	△ 20.1
65歳以上	375	-	422	12.5	493	16.8	620	25.8	700	12.9
若年者比率	27.8	-	27.2	-	24.6	-	21.7	-	19.0	-
高齢者比率	4.0	-	5.4	-	7.4	-	10.4	-	12.9	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	5,879	8.3	5,537	△ 5.8	5,310	△ 4.1	5,144	△ 3.1	4,785	△ 7.0
0~14歳	1,036	△ 4.9	828	△ 20.1	683	△ 17.5	562	△ 17.7	464	△ 17.4
15~64歳	4,036	10.9	3,752	△ 7.0	3,493	△ 6.9	3,313	△ 5.2	2,955	△ 10.8
うち15~29歳	975	△ 5.2	841	△ 13.7	848	0.8	777	△ 8.4	547	△ 29.6
65歳以上	807	15.3	957	18.5	1,134	18.5	1,269	11.9	1,366	7.6
若年者比率	16.6	-	15.2	-	16.0	-	15.1	-	11.4	-
高齢者比率	13.7	-	17.3	-	21.4	-	24.7	-	28.5	-

区分	平成22年	
	実数(人)	増減率(%)
総数	4,859	1.5
0~14歳	327	△ 29.5
15~64歳	3,188	7.9
うち15~29歳	527	△ 3.7
65歳以上	1,343	△ 1.7
若年者比率	10.8	-
高齢者比率	27.6	-

表1-1 (2)

(単位: 人、%)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	4,505	-	4,178	-	△ 7.3	3,933	-	△ 5.9
男	2,156	47.9	2,035	48.7	△ 5.6	1,933	49.1	△ 5.0
女	2,349	52.1	2,143	51.3	△ 8.8	2,000	50.9	△ 6.7

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数 (外国人住民除く)	3,641	-	△ 7.4	3,531	-	△ 3.0
男 (外国人住民除く)	1,830	50.3	△ 5.3	1,784	50.5	△ 2.5
女 (外国人住民除く)	1,811	49.7	△ 9.5	1,747	49.5	△ 3.5
参考						
男(外国人住民)	1	20.0	-	2	50.0	100.0
女(外国人住民)	4	80.0	-	2	50.0	△ 50.0



表1-1 (3)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率(%)
総数	4,572	-	3,598	△ 21.3	3,558	△ 1.1	3,012	△ 15.3	2,827	△ 6.1
第一次産業 就業人口比	52.8%	-	53.7%	-	51.2%	-	45.7%	-	43.0%	-
第二次産業 就業人口比	24.6%	-	17.5%	-	17.0%	-	18.0%	-	17.7%	-
第三次産業 就業人口比	22.6%	-	28.8%	-	31.7%	-	36.1%	-	39.3%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率(%)
総数	2,712	△ 4.1	2,591	△ 4.5	2,465	△ 4.9	2,284	△ 7.3	1,987	△ 13.0
第一次産業 就業人口比	40.4%	-	37.6%	-	35.1%	-	34.9%	-	33.4%	-
第二次産業 就業人口比	16.2%	-	16.4%	-	16.3%	-	15.1%	-	12.5%	-
第三次産業 就業人口比	43.4%	-	45.9%	-	48.5%	-	50.0%	-	54.1%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率(%)
総数	2,712	△ 4.1	2,591	△ 4.5	2,465	△ 4.9	2,284	△ 7.3	1,987	△ 13.0
第一次産業 就業人口比	40.4%	-	37.6%	-	35.1%	-	34.9%	-	33.4%	-
第二次産業 就業人口比	16.2%	-	16.4%	-	16.3%	-	15.1%	-	12.5%	-
第三次産業 就業人口比	43.4%	-	45.9%	-	48.5%	-	50.0%	-	54.1%	-

区分	平成22年	
	実数(人)	増減率
総数	1,857	△ 6.5
第一次産業 就業人口比	31.7%	-
第二次産業 就業人口比	14.4%	-
第三次産業 就業人口比	53.4%	-

### (3) 行財政の状況

#### ① 行財政の現況と動向

月形町は昭和28年4月1日町制を施行し、半世紀を経過している。その間、昭和47年4月1日には広域消防一部事務組合「岩見沢地区消防事務組合」を岩見沢市、栗沢町、北村、月形町の4市町村で設置し、消防行政の広域化と近代化を図るなど、常備・非常備体制を強化してきた。また、生活用水の安定供給に向け、振興局界を越え新篠津村と月形町で一部事務組合「月新水道企業団」を昭和49年4月1日に設置している。

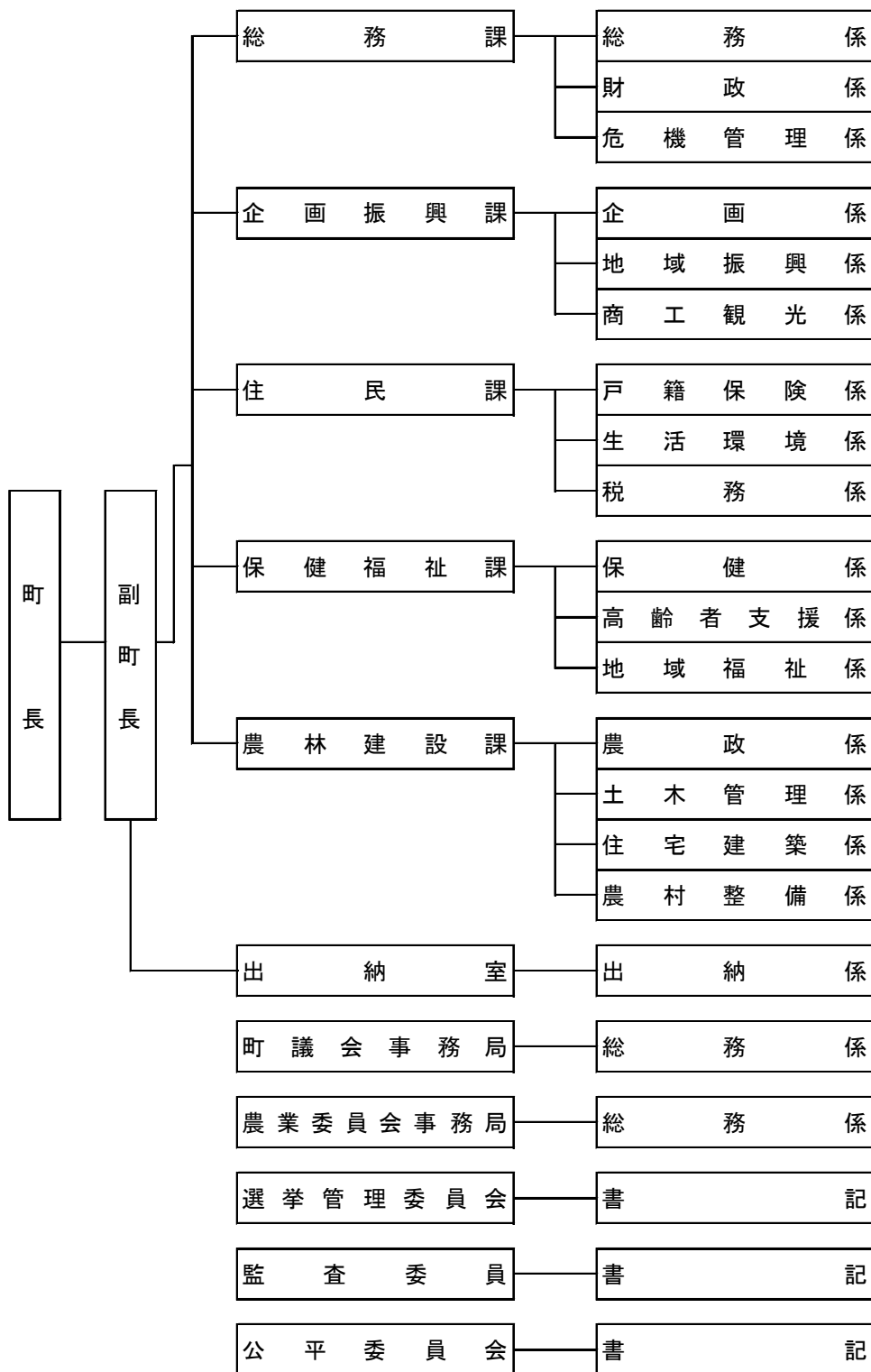
広域行政の推進においては、昭和48年度に「南空知広域市町村圏振興協議会」を夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、北村、栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町の4市6町1村で設置した後、平成3年度には本圏域がふるさと市町村圏に選定され複合事務組合「南空知ふるさと市町村圏組合」として、構成市町村間の調和のとれた特色のある地域づくりを進めている。

平成12年4月に導入された介護保険制度については、介護認定審査の公平・中立性の確保のため、介護認定審査会を北村、新篠津村、月形町の3町村で共同設置したが、北村の岩見沢市への合併により現在は新篠津村、月形町の2町村で運営している。また、障害者総合支援法に基づく障がい認定審査会を新篠津村、月形町の2町村で運営している。

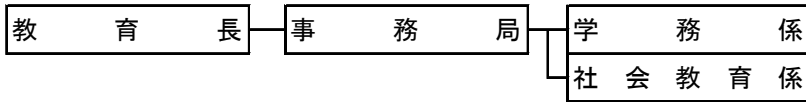
行政機構としては、町長の事務部局は4課15係と出納室の出納係で組織しており、町立病院は、

医局、薬局、事務局の3局で地域医療を担当している。行政委員会は、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会が置かれている。

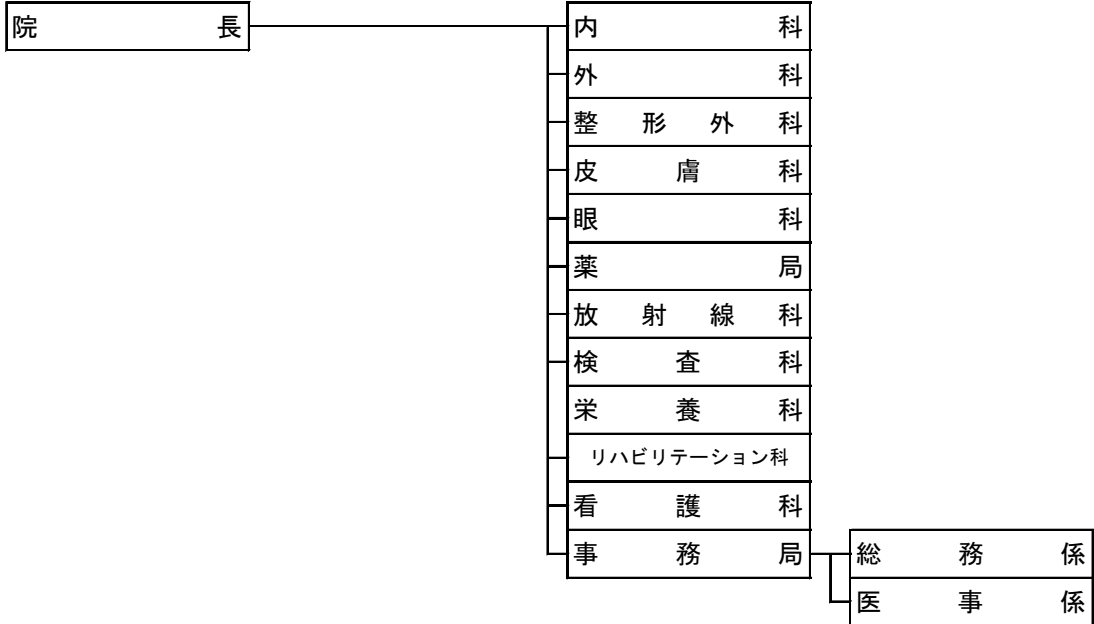
月形町行政機構図



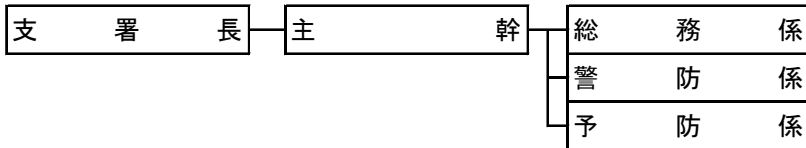
教育委員会



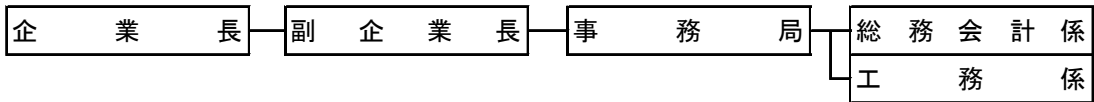
町立病院



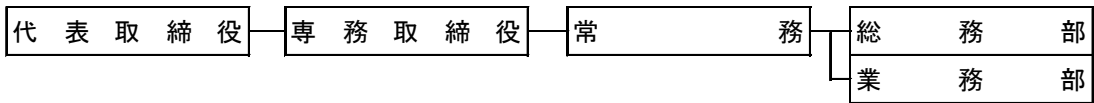
岩見沢地区消防事務組合月形支署



月新水道企業団



㈱月形町振興公社



月形町の財政状況は、一般会計歳入総額が平成22年度の47億7千6百万円から平成25年度の36億5千3百万円へと23.5%減少している。また、歳出総額も46億6千6百万円から35億8千3百万円へと23.2%減少している。平成22年度は、地域情報通信基盤整備事業を実施したため、予算規模が大きくなったが、以降は平成22年度並みの状況となっている。

構造的には、一般財源の8割以上を占める地方交付税は、平成22年度と平成25年度の比較で3.1%増加し、三位一体の改革による国から地方への税源移譲と地域活性化・経済対策臨時交付金により、市町村民税が6.5%増加している。

自主財源については、地方交付税及び町税の増加により歳入総額に占める一般財源割合を2.3%増加となっている。

一方、歳出は、人件費や公債費が減少となっているが、扶助費の増加により義務的経費が平成22年度と平成25年度の比較で1.7%増加しており、歳出総額に占める割合も8.8%増加している。

性質別では、投資的経費が平成22年度に地域情報通信基盤整備事業を実施したため大幅な減少となっている。また、物件費は2.9%増加している。

過疎対策としては、土地改良事業等による農業基盤整備や観光・レクリエーション分野における産業振興対策、町道歩道整備や除雪機購入の交通通信体系の整備、廃棄物処理の広域化や下水処理の対策、保育所や学校関連施設の整備など、自立した魅力あるまちづくりのための施策を重点的に進めてきた。また、過疎地域自立促進特別事業により地域安定医療確保対策事業に取り組んでいる。

こうしたなか、地方分権化が進められ、権限と責任を国から地方へ移すことで、交付税と補助金を大幅に削ると同時に、税源も地方に移譲するという措置がとられ、町の置かれる環境は依然厳しい現状にあると言えるが、限られた財源を有効に活用し、過疎対策に資する自律的な地域活性化策に取り組む必要がある。

## ② 施設整備水準等の現況と動向

昭和20年代の後半においては、全国的に各自治体とも財政的に窮乏の状態にあり、月形町もその例外ではなく、昭和31年度から39年度まで財政再建団体として、投資的経費の抑制を余儀なくされた。

このため、生活基盤整備の遅れが目立ち、町道の整備率について例にあげると、昭和45年では改良率7.5%、舗装率0.2%であった。旧過疎振興法適用後の平成2年度には、改良率65.3%、舗装率55.9%と上昇し、旧過疎活性化法適用後の平成10年度では改良率77.2%、舗装率72.9%、そして平成25年度には改良率80.7%、舗装率75.0%と全道的に見ても高い水準にまで整備された。

今後も、交通安全対策など機能面の充実のほか、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が必要である。

農道及び林道については、従来から農産物の流通改善や森林施業の推進のために整備してきている。

月形町の水道事業は歴史が古く、樺戸集治監の時代から市街地への給水を行ってきている。近代的な上水道の普及は、昭和49年に新篠津村と設置した月新水道企業団による広域水道事業からである。昭和45年の普及率は57.2%であったが、平成25年度では83.9%となっている。今後は、上水道未給水地域の給水確保対策を進めるなど、安全な生活用水の供給に努めて行かなければならない。

生活環境施設の整備においては、農業集落排水事業により平成11年度までに市街地区の下水道

の供用を開始しており、供用区域外は合併処理浄化槽の普及が進んでいる。ごみ処理対策では、平成6年度に一般廃棄物処理場の第1期施設での処理を開始し、平成16年にはリサイクルセンターを整備し、平成17年から分別収集を始めている。また、平成24年度から、岩見沢市、美唄市、月形町と連携し、新ごみ処理施設として岩見沢市に焼却施設等を建設し、平成27年度から供用開始している。

核家族化や女性の社会進出が進み、日中、児童の世話をする人がいない世帯が増加しており、多様な保育ニーズへの対応と雇用の安定確保を図るため、平成11年4月、従前までの季節保育所に替えて通年型の保育所を開所した。さらに私立幼稚園の閉園ともあいまって就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者の子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園を平成28年4月から開設する。

医療の面においては、平成5年度に狭隘な院舎であった町立病院を新築し、現在では人員や医療機器など医療体制も充実しており、地域医療の担い手として質の良い医療の提供に努めている。

教育文化施設における義務教育施設にあっては、地域に開かれた学校環境づくりを念頭に、学校統合も勘案した老朽校舎の改築など、教育環境の整備を進めている。

このほか、地域の特性を生かした観光レクリエーション施設も戦略的に整備してきている。また、農業振興と体験型観光を結び付けたグリーンツーリズムを推進しており、都市住民との交流を重視した取組みを行っている。また、まちの発祥や道央の開拓に寄与した樺戸集治監の歴史を伝承する月形樺戸博物館は平成8年度に開館し、平成24年度に展示内容を変更しリニューアルしている。

表1-2(1)

(単位:千円)				
区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額A	5,441,500	3,333,055	4,775,780	3,653,030
一般財源	2,938,592	2,362,900	2,470,425	2,530,085
国庫支出金	155,942	70,277	1,248,893	153,894
都道府県支出金	867,652	167,097	183,305	302,557
地方債	1,215,060	351,970	296,370	327,261
うち過疎債	79,800	92,400	88,700	82,100
その他	264,254	380,811	576,787	339,233
歳出総額B	5,360,287	3,265,933	4,665,675	3,582,931
義務的経費	1,302,129	1,469,173	1,265,952	1,287,292
投資的経費	2,603,477	291,286	1,782,588	628,445
うち普通建設事業	2,603,477	291,286	1,772,582	628,445
その他	1,454,681	1,505,474	1,617,135	1,667,194
過疎対策事業費	1,265,704	515,288	2,080,988	772,876
歳入歳出差引額C (A-B)	81,213	67,122	110,105	70,099
翌年度へ繰り越すべき財源D	30,917	1,069	37,418	903
実質収支 (C-D)	50,296	66,053	72,687	69,196
財政力指数	0.15	0.17	0.17	0.15
公債費負担比率	17.0	25.0	17.5	16.1
実質公債費比率				6.2
起債制限比率	4.9	6.3	7.9	3.6
経常収支比率	77.2	91.2	73.9	78.8
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	5,624,508	5,393,823	4,316,046	3,928,360

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道 (m)	149,404	154,999	139,335	147,436	148,524
改良率 (%)	7.5	36.5	65.5	78.1	80.3
舗装率 (%)	0.2	13.0	55.9	74.3	74.6
農道延長 (m)					35,384
耕地1ha当たり農道延長 (m)	3.7	3.9	0.2	9.4	-
林道延長 (m)					25,883
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.9	1.6	2.3	2.9	-
水道普及率 (%)	57.2	74.2	84.9	84.4	84.3
水洗化率 (%)	-	-	13.1	63.0	76.8
人口千人あたり病院、診療所の病床数 (床)	6.4	7.8	8.5	9.7	10.3

区分	平成25年度末
市町村道 (m)	148,104
改良率 (%)	80.7
舗装率 (%)	75.0
農道延長 (m)	35,384
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-
林道延長 (m)	22,883
林野1ha当たり林道延長 (m)	-
水道普及率 (%)	83.9
水洗化率 (%)	79.0
人口千人あたり病院、診療所の病床数 (床)	10.6

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

地域の自立促進に取り組むにあたり、依然として若年層を中心とする人口流出、高齢化の急速な進行、基幹産業である農業の低迷、地域産業や地域社会を支える担い手不足など、多くの課題を抱えながらも一方では、安全で良質な農産物の生産地、優れた自然環境を有する地域、特異な歴史と文化を受け継ぐ町として、地域住民が自信と誇りを持ち自立に向かっている。

今後の過疎地域自立促進対策については、月形町を取り巻く厳しい現状と時代の潮流をしっかりと見据え、適切に対応していくとともに、国や道、広域市町村圏組合などの諸計画と整合性を図りながら様々な施策を展開し、人の育成、自然の保護と文化の向上、まちの活性化のため、まちづくりの目指す将来像である「人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形」の実現に努めていく。

#### 〔主な施策〕

##### ◎みんなにやさしく健やかなつきがた

- 健康づくり意識の高揚と実践活動の促進
- 保健・医療・介護の連携強化
- 町立病院の充実
- 高齢者支援体制の充実
- 高齢者地域支援事業の推進
- 障がい者支援推進体制の充実
- 認定こども園の開設と充実
- 子育て支援サービスの充実
- 子育てに関する経済的支援の推進
- 地域全体で支え合う活動の推進

##### ◎豊かでにぎわいのあるつきがた

- 多様な担い手の育成・確保
- 生産性の向上、ブランド化の促進
- 商工業経営安定化の促進

○観光・交流資源の整備充実・有効活用

◎快適で安全・安心なつきがた

○合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進

○緑化の推進

○消防団の活性化

○総合的な防災・減災体制の確立

○防災意識の高揚と自主防災組織の育成

○交通安全に関する啓発等の推進

○防犯に関する啓発等の推進と自主的な防犯活動の促進

○除排雪体制の充実

◎人が輝き文化が薫るつきがた

○教育活動の充実

○青少年健全育成体制の充実

○運動能力の向上とスポーツ競技者の育成

○健康づくり・体力づくり推進事業の推進

○文化にふれ、活動する機会の充実

◎発展への基盤が備わったつきがた

○住宅建設・購入等に関する支援の推進

○定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

○公共交通の維持・確保

○公共交通のあり方の検討と充実

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5か年とする。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 農業

近年の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、輸入農産物の増加による国内農産物価格の低迷などが国内生産の縮小を招き、結果として農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化する状況が続いている。さらに、TPPへの参加による食料自給率の低下や農業の多面的機能の喪失、関連産業と地域経済の減退などの影響が懸念されている。

今後は国が行う農業政策の変化を的確に捉え、マーケットインの視点で積極的かつ主体的に農業に取り組める環境整備を進めていく必要がある。

表～農家人口、経営耕地面積等の推移

区分	昭和 63 年	平成 2 年	平成 5 年	平成 7 年	平成 10 年	平成 12 年	平成 17 年
農家人口(人)	1,938	1,815	1,689	1,567	1,486	1,404	660
総農家数(戸)	455	426	393	366	352	343	266
経営耕地面積(ha)	2,939	2,934	2,991	2,793	2,853	2,800	2,653
一戸当りの経営耕地面積(ha)	6.5	6.9	7.6	7.6	8.1	8.2	10
農業従事者(人)	1,327	1,160	1,103	982	916	893	724

区分	平成 22 年
農家人口(人)	516
総農家数(戸)	220
経営耕地面積(ha)	2,030
一戸当りの経営耕地面積(ha)	9.2
農業従事者(人)	742

(農業基本調査、農林業センサス)

#### ② 林業

森林面積は、本町総面積の約 6 割を占めている。近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化などにより、森林整備も滞りがちである。

林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業生産活動は停滞傾向にあるが、皆伐・間伐林齢を迎えた森林の計画的な整備が必要となっているほか、水源かん養機能や山地災害防止機能を保全するための森林管理等が求められている。

#### ③ 商業

本町の商業は、創業 30 年以上の小売業を主体に町内の購買ニーズに应运ってきたが、小規模個人経営が約 4 割を占める商業構造にあって、車社会の一層の進展や近隣自治体への大型店の進出、消費者ニーズの多様化・高度化等を背景に、購買力の流出が著しく、高齢化や後継者不足とも相まって、商店の廃業が増加してきている。

このため、町民や事業者と協働しながら、商店街の再生について検討・推進していくとともに、商工会への支援を通じ、商店個々の経営の安定化やサービスの向上等を促進していく必要がある。

#### ④ 中小企業（建設業、工業等）

過疎化による、労働人口の減少と、長引く景気低迷により、受注量の減少により極めて厳しい経営状況にある。



建設業に携わる住民も高齢化が進み、既存事業所の経営安定、後継者育成支援の必要性がある。

#### ⑤ 企業誘致と起業化促進

町内の雇用や定住を促すため、企業誘致による地域経済の活性化が期待されているが、立地環境が劣位であることに加え、民間企業経済の低迷により誘致は進んでいない。

また、月形町の基幹産業である農業や商工業などの地域産業は、多くの課題を抱え厳しい状況にあることから、地域の特性を生かした新しい産業の創出が必要とされている。

#### ⑥ 観光・レクリエーション

旧石狩川を活用した皆楽公園は、27haの広がりを持つ水と緑の自然公園であり、バンガローやキャンプ場、パークゴルフ場などが整備され、隣接する月形温泉ゆりかごや月形温泉ホテル、多目的アリーナ等とともに、本町を代表する観光・交流拠点となっている。

しかし、観光客は日帰りが大部分を占めているほか、これらの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されているとはいえない。

今後は、観光客の増加はもとより、観光・交流から定住・移住への展開も見据えながら、観光・交流資源の整備充実・有効活用に努め、着地型の観光・交流機能の強化を進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ① 農業

地域経済社会の維持・活性化において本町農業が果たす役割は極めて大きいことから、今後も生産基盤の整備や技術力の向上はもちろん、食の安全・安心・美味しさなどを重視する消費者ニーズに即したクリーン農業の推進や農産物の加工による高付加価値化などに取り組むことで、本町農業を産業としてより一層成長させていく必要がある。

主要な施策は、次のとおりとする。

##### ア 農業生産基盤の充実

農産物の生産性向上のため、青果物集出荷貯蔵施設整備、穀類乾燥調製貯蔵施設整備、ほ場の区画整理や暗渠排水整備、客土などの土地改良事業を推進する。

##### イ 多様な担い手の育成・確保

新たに農業を志す方への情報提供や相談体制を充実させつつ、研修や実習への支援も強化することで、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努める。

##### ウ 農業経営の改善

農地の利用集積や農作業受委託の促進、農業経営の法人化による経営基盤の強化を図るとともに、経営指導も徹底することでより農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有する担い手の育成を進める。

##### エ 生産性の向上、ブランド化の促進

農畜産物のブランド化に向け、食の安全・安心と環境に配慮した農業の確立や独自の流通体制の整備、6次産業化の推進など多面的な取り組みを進める。

##### オ 地産地消の推進

農産物直売施設の活用や観光施設、商店、学校給食との連携により農産物の地産地消を促進する。

#### ② 林業

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林組合との連携のもと、森林所有者の合意形成を図りながら、森林整備計画に基づく計画的な森林管理・整備を促進するほか、森林の多目的利用の推進として「道民の森」、「円山公園」などを森林の憩いの場や遊び場及び学習や環境教育の場としての利用を推進する。

### ③ 商業

商工会やJA等との連携のもと、既存企業の経営の安定化に向けた支援はもとより、起業の支援や、農産物を生かした新商品の開発等に向けた取り組みを進める。

#### ア 商工会への支援

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスの展開、販売促進活動の展開など、商工業の活性化に向けた各種活動を一層活発化させる。

#### イ 商工業経営の安定化の促進

商工業経営の安定化、経営基盤の強化に向け、町の中小企業等への融資制度をはじめ、国・北海道の融資制度の周知と活用促進に努める。

#### エ 商店街の再生に向けた検討の推進

人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、町民や事業者をはじめ、関係機関・団体、行政等が一体となって、商店街の再生・存続に向けた取り組みを進める。

#### ウ 起業・新商品開発等の促進

起業や新商品の開発等を促進するため、起業の支援等に関する制度について、利用実績や効果等を勘案し、必要に応じて充実を図りながら活用促進に努める。特に、農業のまちとしての特性を生かした農産物加工分野における新商品開発等を促進する。

### ④ 観光の振興

観光・レクリエーションは、関連産業への波及効果をもたらし、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たす位置付けにあることから、次の取組を推進する。

#### ア 観光・交流資源の整備充実・有効活用

皆楽公園エリアについて、事業者等との連携のもと、施設・設備の適正な維持管理やソフト面での充実を図るとともに、道の駅の整備について検討を進める。

つきがた夏まつり等のイベントについて、関係団体等との連携のもと、内容充実を進め、来場者数の増加に努める。

#### イ 広域観光・交流体制の充実

優れた自然や農村の魅力を生かしたグリーン・ツーリズムを推進するため、関係団体との連携や体制強化を進めるほか、広域的連携による受け入れや旅行会社とタイアップしたツアーの誘致、観光ルートづくりなどによる集客活動を推進する。

### ⑤ 中小企業（建設業、工業等）

厳しい中小企業経済については、商工会との連携を図り、経営改善普及事業をはじめとする経営診断や指導業務を充実し、人材の育成や積極的な融資制度の活用を進める。また、建設業に携わる住民も高齢化が進み、既存事業所の経営安定、後継者育成支援の必要性があることから、適切な工事等の発注、新たな事業発掘に努める。

(3) 計画（平成 28～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	道営土地改良事業 (中小屋東地区農地集積加速化基盤整備事業)	北海道	
		道営土地改良事業 (中小屋地区農地集積加速化基盤整備事業)	北海道	
	林業	森林整備地域活動支援交付金	月形町	
		分収造林事業	月形町	
		町内植樹事業	月形町	
		未来につなぐ森づくり推進事業	月形町	
	(3) 経営近代化 施設 農業	国営土地改良事業 (樺戸二期地区国営かんがい排水事業)	国	
		農地事務経費	国	
		月形地区国営造成施設管理体制整備事業	月形町	
		篠津中央地区国営造成施設管理体制整備事業	月形町	
		月形地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		徳富ダム地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		青果物集出荷貯蔵施設整備事業	月形町	
		穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業	月形町	
		(4) 地場産業の 振興 加工施設	農産物加工施設整備事業	月形町

	(6) 起業の促進	起業者支援事業	月形町
	(7) 商業 その他	中小企業者等資金融資事業	月形町
		商工振興事業	月形町
	(8) 観光又はレク リエーション	イベント実施事業	月形町
		はなのまち推進事業	月形町
		皆楽公園等整備事業	月形町
	(9) 過疎地域自 立促進特別事業	プレミアム付き商品券発行事業 つきがたみかづき商品券発行実行委員会が 発行するプレミアム付きの商品券発行事業を 支援することにより、町内の購買力の確保と 地域の活性化を図る。	月形町
		(10) その他	地産地消推進事業
	新規就農対策事業		月形町
	農業後継者養成事業		月形町
中山間地域等直接支払交付金事業	月形町		
環境保全型農業直接支払交付金事業	月形町		
多面的機能支払交付金事業	月形町		
	月ヶ岡農村公園改修事業	月形町	

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ① 道路

月形町と各市町村を結ぶ広域道路網は、国道 275 号、主要道道岩見沢月形線、月形厚田線、一般道道の月形幌向線、石狩月形停車場線の 5 路線があり、国道の延長は 16.2km、道道の総延長は 13.6km となっている。いずれも全線改良・舗装されているが、行楽期には渋滞も多く、通過車両による交通事故件数も増加しており、歩道の設置など安全施設の設置が求められている。

町道は、1 級町道 21 路線、2 級町道 16 路線、その他 121 路線の計 158 路線があり、総延長は 147km に達し、改良率、舗装率は全道的にも高水準となっているが、今後は機能面だけでなく、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が課題となっている。

表～町道整備事業、主要幹線道、町保有除雪機械名及び台数

町道実延長	改良済延長	比率	舗装済延長	比率	未改良延長	比率
147,627m	119,483m	80.94%	111,039m	75.22%	28,144m	19.06%

(平成 27 年 4 月 1 日現在道路現況調査)

#### 主要幹線道

路線名	延長 (m)	現在幅員 (m)	路線名	延長 (m)	現在幅員 (m)
二 線	1,151.3	3.0~5.5	四 十 三 線	2,030.4	4.0~5.5
四 線	1,384.7	5.5	月 形 駅 前 線	246.8	6.5~11.0
七 線	531.6	5.5	新 宮 線	2,495.1	2.5~4.5
貯 水 池 線	3,932.2	2.5~6.6	札 比 内 中 央 線	1,104.9	3.0~5.5
中 札 比 内 線	2,951.6	5.5~12.7	二 号 線	2,183.3	2.5~5.5
豊ヶ丘第一線	1,855.2	5.0~5.5	南札比内川沿線	604.0	3
月形札比内線	8,768.7	2.5~5.5	豊ヶ丘一号線	1,482.5	5.5
北農場中央線	1,461.4	5.5~7.5	赤 川 線	1,788.2	2.5~5.5
円山一号線	1,281.6	3.0~6.0	農事会第一線	1,691.0	3.0~5.5
須部別橋線	1,086.5	5.5~9.0	農事会南耕地線	368.7	4
緑町横四号線	106.2	5.5	南耕地月浜線	2,996.0	5.5
農事会中央線	1,607.2	5.5	雁里中央線	2,360.8	5.5
南耕地新篠津線	1,785.0	3.0~5.5	増反地一号線	1,468.3	4.0~5.0
中 野 線	6,795.7	4.0~7.0	農事会月浜線	2,948.6	4.0~5.5
旧札幌沼田線	2,493.7	5.5~6.5	十 六 号 線	1,168.4	5
四 十 六 線	3,103.9	5.5	五 耕 地 山 線	1,505.3	5.5
昭栄新栄線	3,696.4	3.0~7.0	月ヶ岡一号線	651.2	2.7~5.5
昭栄新篠津線	2,211.8	5.5	新田五耕地山線	1,140.1	2.7~3.5
新 田 線	2,096.6	4.5~5.5			

(平成 27 年 4 月 1 日現在道路現況調査)

#### 町保有除雪機械名及び台数

除雪機械名	ロータリー	グレーダー	ダンプトラック	ショベル	計	備考
台数	4 台	1 台	5 台	3 台	13 台	

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

## ② 公共交通機関

人口の減少と自家用車の普及などにより、鉄道やバスの利用者は減少している。

現在、JR 札沼線（学園都市線）は、札幌市まで 1 日上り 7 本下り 8 本が運行しているものの、利用者のニーズに合わせたダイヤとなるなどの利便性の向上が要望されている。

また、バス路線は、北海道中央バス岩見沢月形線が 9 往復、このほかに新篠津村経由で江別市を結ぶ新篠津村営バスがあり、その運行に対しては助成を行っている。

なお、JRバスの岩見沢月形線、同じく月形滝川線はそれぞれ平成 15 年に運行が廃止され、廃止路線沿線住民についてはスクールバスへの一般住民混乗にて生活交通を確保している。また、地域交通確保対策として、民間ハイヤー会社維持のための支援を行い高齢化に対応している。

表～路線バス運行状況

路線名	区間	運行回数	備考
中央バス岩見沢月形線	岩見沢市～月形町	往復 9 回	
新篠津村営バス	江別市～月形町	往復 2 回	新篠津村経由

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

## ③ 情報通信体系

情報通信体系については、平成 21・22 年度に、新篠津村との共同事業として、町内に光ケーブルを敷設し、全世帯（雁里地区を除く）に IP 告知端末機を設置するとともに、超高速インターネットが利用可能な環境を整備した。

今後は、高齢者や障がい者を含め、すべての町民が支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化の一層の推進、IP 告知端末機の利活用等による多様な分野における情報サービスの提供を図る必要がある。

## ④ 地域間交流の促進

地域間交流については、自由時間の増大や価値観の多様化、交通の利便性の向上などにより活発化しているが、今後は広域的、さらには国際的な視野にたった交流を人材育成、教育、文化、経済の振興のために進めていく必要がある。

また、月形町が持つ都会では希少となった美しい田園空間や豊かな自然などの資源は、「ゆとり」や「いやし」を求める都市住民にとって魅力的なものとして捉えられつつあり、自然志向などの様々なライフスタイルを実現できる場としての機能を発揮している。

## （2）その対策

### ① 道路

交通基盤は、産業の発展や地域の振興にとって重要な役割を担っており、まちづくりの根幹をなしている。

道路網の整備については、交通安全対策に主眼を置き、近隣市町村と連絡する広域道路や町道についても住民が安心して快適な生活を送られるように、交通安全の環境、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備を促進する。また、国道 275 号の適正な維持管理、一般道道月形幌向線の昭栄橋の架け替えなど、国道・道道や橋梁の整備を関係機関に要請していく。

また、除雪機械の計画的更新、降雪・積雪情報提供体制の整備、定期的な道路パトロールの実施等により、町道の除排雪体制の維持・充実を図っていく。

② 公共交通機関

日常生活における利便性の向上のため、利用者ニーズに対応した鉄道及びバスの運行本数やダイヤ改正を要請するなど、交通機関の確保対策を強化する。

③ 情報通信体系

光ケーブルやＩＰ告知端末機の適正な維持管理、町からのお知らせの内容充実に努めるとともに、ＩＰ告知端末機を利活用した町民生活の向上につながる新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努める。

④ 地域間交流の促進

地域間交流については、友好姉妹町村として交流を行ってきた新潟県の旧月潟村、平成２５年度から交流が始まった、町名の由来である樺戸集治監初代典獄月形潔氏の出身地である福岡県中間市との交流を継続する。

また、都市圏との間で人、物、情報、文化などの交流を一層充実させ、外部からの様々な刺激により町の活性化を導き出す。

(3) 計画（平成 28 年～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	町道新設改良事業 (須部都橋線道路改良舗装事業)	月形町	
		町道維持管理事業	月形町	
	橋りょう	橋梁管理事務事業	月形町	
		橋梁長寿命化事業	月形町	
	(2) 農道	道営農道整備事業 (空知東部南地区広域営農団地農道整備事業)	北海道	
	(3) 林道	林道管理事業	月形町	
(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設				

	その他情報化のための施設	情報化推進事業	月形町	
		地域情報通信基盤整備事業	月形町	
	(9)道路整備機械等	除雪車購入事業	月形町	
	(10)地域間交流	地域間交流事業	月形町	
	(11)過疎地域自立促進特別事業	特別管理産業廃棄物運搬処分事業	月形町	
		地域情報通信基盤運用事業 光ネットワーク回線を安定的に管理・運用し、都市地域との情報格差を低減するとともに、防災情報など住民に必要な様々な情報を迅速に提供することにより、住民生活の向上を図る。	月形町	
(12)その他	地方交通確保事業 (日常生活機能対策事業)	月形町		



#### 4 生活環境の整備

##### (1) 現況と問題点

###### ① 水道及び下水道処理施設等

上水道は新篠津村との間に月新水道企業団を設置し、札比内地域及び雁里地区を除く全域に生活用水を供給しており、未給水区域は地下水の汲み上げや隣市の岩見沢市からの供給を受けている。

月形町には公共下水道はなく、人口集中区域は農業集落排水事業により、生活排水を処理し、それ以外の区域では合併処理浄化槽で処理している。しかし、下水道未加入や合併処理浄化槽未設置住宅については直接道路側溝などに排水しているケースも多いため、河川、農業用水の水質汚濁などの問題も残っている。

ごみ処理は、全町収集しており、岩見沢市と美唄市、月形町の3市町が連携し、新ごみ処理施設として、平成24年度から岩見沢市内に焼却施設やリサイクル施設、埋立処分場、浸出水処理施設を建設し、平成27年4月から供用を開始している。これにあわせて衛生センターに直搬されるごみを分別・保管するためのストックヤードを平成26年度に整備し、直搬ごみの適正な分別処理を平成27年度から開始している。

し尿処理は、これまで美唄市のし尿処理施設で処理していたが、石狩川流域下水道組合のMICS事業に参画し、平成26年度に奈井江管理センターにし尿や浄化槽汚泥を前処理する施設を設置し、平成27年4月から供用を開始している。また、農業集落排水処理区域を除き、合併処理浄化槽設置の補助制度を設けるなど、衛生的な環境づくりを推進している。

###### ② 消防・救急及び防災

消防・救急体制は、昭和47年に1市2町1村で組織する広域消防岩見沢地区消防事務組合が設置され、常備消防体制が確立した。その後、構成市町村の合併により、現在は1市1町の組織として、消防施設の近代化、消防自動車、救急自動車の更新など組合消防として更なる組織の連携、強化を進めている。

また、月形町は、過去幾度となく河川災害が発生しており、河川情報センターの端末機を活用して、水害予防監視体制を整えている。さらに、災害発生時の迅速な対応に備え、平成11年度に防災備蓄倉庫を建設し、備蓄用品の確保と施設・設備の整備を行っている。

表～消防・救急設備の状況

設備名	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付水槽車	水槽付消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	救急車	指揮車	消火栓	防火水槽	無線設備	
									固定局	移動局
数量	1台	2台	1台	2台	1台	1台	17基	34基	8局	19局

(平成27年4月1日現在)

###### ③ 住宅及び宅地

月形町の町営住宅は、昭和29年から始まっている。建設当時の床面積が狭小で、建物も老朽化していることなどから、平成3年度から計画的に多様な住宅ニーズに対応した町営住宅の建て替えを進めている。

また、ゆとりある住宅環境づくりが求められているなか、平成3年度から宅地造成・分譲を行っているほか、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、定住化促進住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度を設け、住宅の建設や購入、リフォーム、アパート・マンションなどの民間賃貸住宅の建設を支援している。

#### ④ その他の生活環境の整備に関する事項

各地で被害を及ぼしているアライグマやシカの被害は、農作地のみならず市街地でも拡大しており、全町的に駆除が必要となってきた。地域エネルギービジョンについては、新エネルギーとされる太陽光発電や雪氷熱利用等を導入するなど、環境と調和の取れた循環型社会の構築を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ① 水道及び下水道処理施設等

健康で快適な住民生活に一日も欠くことができない上下水道・廃棄物処理については、次の取り組みを推進する。

##### ア 上水道施設の整備

施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化等を総合的に勘案し、耐震管への継続的な敷設替等、上水道施設の整備・改修を推進する。

##### イ 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進

水質汚濁を防止して生活環境の向上を図るため、下水道の加入を促進するとともに、下水道処理区域外地域にあっては、合併処理浄化槽設置の普及に努める。

##### ウ ごみ適正処理の推進

ごみ処理は、ごみの排出抑制とリサイクル処理による資源の再利用を進めるなど減量化を推進し、広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとする新たなごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努める。また、広域的連携のもと、新たなし尿及び浄化槽汚泥の前処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努める。

#### ② 消防・救急、防災

町民が安全・安心で暮らしていくために、消防力の充実強化を進めるとともに、防災・減災体制を確立していくため、次の取り組みを推進する。

##### ア 消防・救急体制の充実

火災などの災害防止や被害軽減を図るため、警戒体制の充実に努め、各種消防機器の適正な更新を図るとともに、消防施設の計画的な整備を促進する。また、研修・訓練の充実による職員の資質の向上、施設・装備の計画的更新を進め、消防・体制の充実を図る。

救急体制については、救急業務の高度化に対応するため、教育訓練充実に努め、住民に対するAEDを含めた応急手当の普及啓発を行い、体制強化を行う。

また、医療機関との一層の連携により、迅速、適切な業務を行う。

##### イ 総合的な防災・減災体制の確立

防災については、地域防災計画や防災マップ等を適宜見直しながら、総合的な防災・減災体制の強化を進める。特に、災害時の情報通信体制の充実を図るとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実、備蓄資機材の充実、避難場所の周知徹底、民間企業等との災害協定の締結を進める。

#### ③ 住宅及び宅地

定住化を促進するために、多様なニーズに対応した住宅環境の整備が求められており、住宅施策は、社会状況を勘案し指針となる住宅マスタープラン及びストック活用計画に則して進めていく。

また、定住化促進住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅等建設補助の各制度による支援を引き続き行うとともに、民間賃貸住宅等建設補助については、さらなる有効な手法を検討し、その推進に努める。

④ その他生活環境の整備に関する事項

ア 有害鳥獣等駆除

有害鳥獣等駆除については、非農家を含め全町的な駆除事業を引き続き進める。

イ 地域エネルギー

地域エネルギーについては、公共施設への太陽光発電システムの設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進する。また、新エネルギーとされる太陽光発電、風力発電、廃棄物熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱等の導入に向けた研修会等を実施するなど、普及啓発活動を行う。

ウ 町有施設の解体

老朽化などにより有効活用が困難となった町有施設を解体撤去することにより、地域住民の安全確保、景観保全を図る。

(3) 計画（平成28～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	(2)下水道処理施設 その他	合併処理浄化槽設置整備事業	月形町	
	(3)廃棄物処理施設 ゴミ処理施設	衛生センター管理運営事業	月形町	
		一般廃棄物処理施設管理運営事業	岩見沢市	
		衛生センター整備事業	月形町	
	し尿処理施設	し尿・汚泥処理事業	月形町	
		汚泥等受入施設広域整備事業	下水道組合	
	(4)火葬場	火葬場整備	月形町	
	(5)消防施設	消防自動車等整備事業	消防事務 組合	
		消防団緊急伝達システム整備事業	消防事務 組合	
	(6)公営住宅			

		公営住宅建設事業	月形町	
		町営住宅管理経費	月形町	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	町有施設解体事業 老朽化などにより有効活用が困難となった町有施設を解体撤去することにより、地域住民の安全確保、景観保全を図る。	月形町	
	(8) その他	定住化促進事業	月形町	
		町内街灯管理経費	月形町	
		有害鳥獣等駆除事業	月形町	
		防災対策事業	月形町	
		駅前パーク管理事業	月形町	

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 健康づくり

急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念される中、町民の健康づくりへの関心は高まっている。

本町では、平成23年度に健康増進計画「健康つきがた21」を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、治療に向け、各種健診受診者数の増加への取り組みや、特定保健指導、健康講話、健康相談などの保健事業を行ってきた。

しかし、特定健康診査、がん検診の受診者数は減少傾向にあるほか、肥満者の割合が全国的にみても高く、食生活、生活習慣の改善が必要な状況にある。

また、健康への不安、育児の不安、ストレスへの対応など、各年齢層に通じる、こころの健康づくりへの支援対策について、一人で悩まず気軽に相談できる場所の周知や、関係機関との連携も今後一層必要になってくる。

#### ② 高齢者支援

月形町の高齢化率は既に35%を超えており、特に75歳以上の後期高齢者の比率が高い状況にあり、これまで地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、町立病院などの関係機関と連携しながら高齢者支援にあたってきた。しかし、認知症高齢者の急激な増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっている。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域福祉体制の強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味を持ち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識を持ち、実践することができる環境づくりも重要である。

また、要介護状態になっても本人・家族が安心して今までの生活を続けられるよう、在宅サービスの充実や介護家族支援、必要な時には速やかな施設利用ができる体制づくりも必要である。

#### ③ 障がい者支援

障がい者支援については、平成25年にこれまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」と改正されました。その基本理念に基づき本町ではこれまで、障がい者基本計画・障がい福祉計画（総合保健福祉計画）を策定し、関連事業所等と連携しながら、各種の障がい者支援施策の充実に努めてきた。

しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、障がい者支援施策全般の一層の充実が求められている。

特に、「障害者総合支援法」に基づき、障がい者の自立と共生の社会の実現を図るため、施設入所者の地域生活への移行や障がい者の地域生活の支援、一般就労への移行等に向けた取り組みの充実が必要となっている。

#### ④ 子育て支援

本町の少子化は急速に進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、

若い世代が安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりを町一体となって一層積極的に進めることが求められている。

特に、町内にある幼稚園（民間）が閉園することを受けて平成28年4月に開設予定の認定こども園については、今後、本町における保育・幼児教育の拠点として、機能を十分に生かした施設運営を行っていくことが重要である。

このような中、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関係部門・関係機関が一体となって、認定こども園の充実をはじめ、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要がある。

## ⑤ 地域福祉

地域福祉では、社会福祉協議会が地域福祉の中心的役割を担っているほか、関連事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開している。

今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれ、特に、高齢者等の見守りや安否確認、移動、買物、除雪などの生活支援の重要性がますます高まり、地域全体で支え合う体制の一層の強化が必要である。

このため、今後は、地域福祉計画に基づき多くの主体の福祉活動への参画を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくり上げていく必要がある。

保健については、特定健康診査、がん検診の受診者数は減少傾向にあるほか、肥満者の割合が全国的にみても高く、食生活、生活習慣の改善が必要な状況にある。

また、健康への不安、育児の不安、ストレスへの対応など、各年齢層に通じる、こころの健康づくりへの支援対策について、一人で悩まず気軽に相談できる場所の周知や、関係機関との連携も今後一層必要になってくる。

## (2) その対策

### ① 健康づくり活動の促進

健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、健康づくりに関する自主組織の育成・支援を行い、町民主体の健康づくり活動を促進する。

各種健診等については、受診しやすい健診機会の設定と受診勧奨の強化を行い、受診率の向上に努め、特定保健指導、健康教育、健康相談など、健診事後の支援を行う。また、健診後の要精密検査者の受診勧奨と受診状況の把握を行う。

### ② 高齢者支援推進体制の充実

高齢者が要介護状態になっても安心して生活できるよう、関連事業所との連携を強化し、要介護認定者に対する居宅サービスや施設サービスなどの介護保険サービスの提供体制の充実に努める。

また、高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならないよう、各種介護予防教室の開催を中心とした介護予防事業を継続するとともに、認知症の早期発見・重度化防止、適切な介護サービスの適用について、医療機関や関係機関の連携に基づく仕組みを構築する。

さらに、高齢者が安心して地域での生活を続けられるよう、介護保険外の生活支援サービスの充実に努める。

③ 障がい者支援推進体制の充実

障がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応するため、相談支援体制の一層の充実に努める。

また、相談支援事業所はもとより、障がい者、行政、教育機関等が情報を共有し、本町のすべての障がい者への支援体制を整備するため、「障がい者自立支援ネットワーク会議」を中心とした協議を行っていく。

施設から地域への生活基盤の移行を一層促進するため、障がい者本人の意思を尊重した地域生活に向けて支援を行うとともに、施設に入所している障がい者が社会参加できるよう支援を行っていく。

④ 子育て支援サービスの充実

認定こども園を開設し、本町の保育及び幼児教育の拠点として、運営体制や施設・設備の充実を計画的に進め、機能強化を図る。

また、育児に関する負担感や不安の軽減等に向け、育児相談や講座の開催、情報の提供等を行う地域子育て支援事業の充実を図ることと、保護者が安心して就労や介護等ができ、児童が健全に育成されるよう、学童保育所の充実を図っていく。

さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成など、経済的支援を行っていく。

⑤ 地域福祉活動の促進

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進するとともに、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進める。

また、高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、行政区や社会福祉協議会との連携のもと、「ふれあい見守り推進事業」の体制強化に努め、移動、買物、除雪などの課題について、関係機関・団体との連携のもと、解決策の検討を進めていく。

(3) 計画（平成 28～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(3)児童福祉施設 児童館	学童保育事業	月形町	
	(4)認定こども園	認定こども園運営事業	月形町	
	(7)市町村保健セン ター及び母子健康 センター	保健センター管理事業	月形町	

	<p>(8) 過疎地域自立促進特別事業</p>	<p>認定こども園利用者負担等無償化事業  認定こども園利用者負担等の無償化により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実と定住促進を図る。</p>	<p>月形町</p>	
	<p>(9) その他</p>	<p>乳幼児等医療給付事業  乳幼児等医療費の全額助成により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実と定住促進を図る。</p>	<p>月形町</p>	
		<p>訪問看護実施事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>ぬくもり福祉券交付事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>高齢者居宅生活支援事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>緊急通報体制整備事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>予防接種助成事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>高齢者事業団運営補助事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>社会福祉協議会運営補助事業</p>	<p>月形町</p>	
		<p>ふれあい見守り推進事業</p>	<p>月形町</p>	



## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

月形町の医療機関は、町立病院 1 か所、歯科医院 2 か所であり、町立病院の診療科目は内科、整形外科をはじめ5科目で、病床数は40床である。

町立病院の経営は、本町及び近隣市町村の人口の減少や医療制度の改正による入院日数の制限などの影響による患者数の減少等の影響で年々収益が悪化している。また、近年は医師、看護師等の確保が困難になっており、医療制度の動向に対応した体制づくりと経営の改善に努めなければならない。

表～医療機関

医療機関名	診療科目	ベッド数
国保月形町立病院	内科、整形外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科	40
山崎歯科医院	歯科	
はーと歯科クリニック	歯科	

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

### (2) その対策

町立病院は地域医療の拠点とし、入院患者を受け入れ適正な医療を提供するとともに、1次救急を担い近隣の市立病院や大学付属病院など2次救急病院との連携を確立する。また、高次医療後の回復期としての役割を果たすことにより、地域住民に安心を与え必要不可欠な存在となるよう努める。

また、健康診断やがん検診、特定健診など町の各種健診事業、介護サービス事業所による訪問看護などの在宅医療の推進や高度医療機器による検査診断の促進により、疾病の早期発見に努めるとともに、医療スタッフの安定確保を図り、地域医療の中核を担うため、施設の改修や医療機器・設備を整備し、信頼される医療提供体制の維持に努める。

### (3) 計画（平成 28～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	施設整備事業	月形町	
		医療機器等整備事業	月形町	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域安定医療確保対策事業 (月形町立病院運営経費負担) 地域住民の安全・安心を守るため欠くことのできない月形町立病院の運営経費の一部を負担することにより、病院の維持と安定した医療サービスを確保していく。	月形町	

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育関連施設

月形町には、町立の小学校1校、中学校1校が設置されている。

これまで、小学校の統合による教育環境の向上や各学校施設・設備の整備、教育活動の充実等を進めてきた。今後においては、平成23年度からの新学習指導要領の実施に伴い、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む教育活動の一層の推進が求められて、対応する教育環境を整えることが必要である。

学校給食においては、栄養教諭を中心に食の指導を行っているが、今後とも、望ましい食習慣の形成や食べ物を大切に作る心の育成に向け、地産地消を含めた食育を推進する必要がある。

また、高等学校教育では北海道月形高等学校（全日制・普通科）があるが、近年、生徒数の減少により1学年2間口の維持が難しくなっている。本町の重要な教育施設であり、町の活性化のためにも必要不可欠であることから、存続に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

表～小中学校生徒児童及び教育施設の状況

学校名	児童生徒数		学級数		へき地指定級	危険校舎(m <sup>2</sup> )	屋内体育館
	平成27年	平成32年	普通編制	特別支援			
月形小学校	95	112	6	3			有
月形中学校	68	50	3	2			有
合計	163	162	9	5	0		

(平成27年5月1日現在 学校基本調査)

#### ② 集会施設、体育施設、文化施設等

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められ、対応する社会教育施設の整備が求められている。

集会や各団体の活動の場としては、市街地に交流センター「つき・あえ〜る」のほか、町内には集会施設として他に多目的研修センター、札比内コミュニティセンターなどがあるが、生涯学習活動の場として指導員の配置や相談機能を備えた施設は有していない。

また、現在の図書館は老朽化により、移設又は新築を検討する必要がある。体育施設は、屋内では総合体育館、温水プール、多目的アリーナ、また、屋外では総合運動公園、パークゴルフ場、野球場などが整備されているものの、町内外の各種大会に備えた運営体制の充実が求められている。

表～集会施設の状況

施設名	交流センター	コミュニティセンター	福祉会館	広域集落会館	多目的研修センター
施設数	1	1	1	2	1

(平成27年4月1日現在)

### (2) その対策

#### ① 学校教育関連施設

確かな学力の育成に向け、小学校・中学校の連携強化や非常勤講師の配置による一貫したきめ細かな指導を推進し、本町ならではの教育資源を生かした創意ある教育の充実、情報教育や福祉に関する取組など社会変化に対応した教育の充実を図る。さらに、老朽化等に対応し、学校施設の改修

等を計画的に推進し、教育内容の充実にあわせた設備及び教材・教具の整備を推進する。また、学校の統廃合が進んだことによる遠距離通学児童生徒のため、スクールバスを運行し通学環境を確保していく。

学校給食については、安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供と子どもたちの望ましい食習慣の形成に向け、学校給食施設・設備の改修や更新を計画的に推進するとともに、関連部門が一体となって、食育と地産地消の取り組みを進める。

また、月形高等学校への入学者の安定確保に向け、各種支援を継続して実施する。

② 集会施設、体育施設、文化施設等

生涯各時期の学習機会を拡充するためにも、関連施設の老朽化への対応や安全性の向上、利用促進に向け改修や補修を実施し、計画的な管理を推進する。

社会教育環境の整備においては、複合的集会施設として整備した、交流センター「つき・あえ〜る」の利用を図っていく。

体育施設は、既存施設の管理運営体制を充実し、他の関連施設と連携を図り、機能を向上させる。

(3) 計画（平成 28～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	月形町	
		給食施設	学校給食センター管理事業	月形町
	その他	学校給食設備整備事業	月形町	
		小学校管理事業	月形町	
		中学校管理事業	月形町	
		学校 I C T 環境整備事業	月形町	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	交流センター管理事業	月形町	
		札比内コミュニティセンター管理事業	月形町	
		月ヶ岡ふれあいセンター管理事業	月形町	
		体育施設	総合体育館管理事業	月形町

	(5) その他	高等学校教育振興事業	月形町	
		人づくり振興事業	月形町	
		外国語指導助手活動事業	月形町	

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

月形町は、樺戸集治監（樺戸監獄）が設置されたことにより拓かれた、とりわけ特別な生い立ちを持つまちであり、現在、町には、その歴史を今に伝える旧樺戸集治監本庁舎（町指定文化財）、月形樺戸博物館本館（博物館）がある。また、各地に数々の史跡が残っており、これらを保存、継承していく必要がある。

文化芸術は、文化連盟及び加盟文化団体が中心となって、集会施設等を利用し、様々な文化芸術活動を行っているが、少子高齢化の急速な進行等に伴い、活動団体の減少や参加者の高齢化による活動の停滞といった状況もみられ、今後は、だれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動成果を発表できる環境づくりを一層進めていく必要がある。

### (2) その対策

北海道開拓に深く関わった樺戸集治監の歴史を、観光・交流はもとより、まちづくり全体に一層生かしていくため、学習会や講演会の開催をはじめ、博物館活動を推進するほか、貴重な歴史的文化遺産を大切に保護、保全し、特に月形樺戸博物館は、月形町のアイデンティティーと魅力を高める施設であり、収蔵資料の整理を進め、特別展などソフト面の充実を図る。

周辺自治体との連携のもと、多種・多様な文化芸術の鑑賞機会を提供し、文化活動に参加する機会を広げ、自主的な文化活動や青少年の文化活動への意欲を高める。

### (3) 計画（平成 28～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	樺戸博物館管理事業	月形町	
		樺戸博物館整備事業	月形町	

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

月形町の自治組織は、大別した3地区に合計14の行政区があり、それぞれの行政区ごとに単一、または、複数の町内会などで組織されている。これら地域活動の展開の場としては、各種集会所をはじめ、小中学校や体育施設などが利用されている。

しかし、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあるほか、行政区としての規模の格差等の問題もみられ、コミュニティ機能の一層の強化が求められている。

今後は、町民への意識啓発の推進や地域担当制の充実等により、行政区単位でのコミュニティ機能の一層の向上を促していくとともに、行政区の再編を促進し、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティの形成を進めていく必要がある。

### (2) その対策

コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努める。また、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ体制の確立を見据え、行政区の再編について、地域住民主導による検討を促し、その実現を促進する。

高齢化の進行や人口流出により、集落機能の維持存続に支障をきたす集落もあり、良好な生活環境を確保するためにも、地域住民の意向を尊重しながら、住宅地の変遷に合わせ更に行政区および町内会区域の統合を進めていく。

### (3) 計画（平成28～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	行政区の再編・運営事業	月形町	

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

月形町では、昭和 45 年に町民憲章を制定し、自主的なまちづくりへの住民意欲の喚起を行ってきたが、この理念は後世に引き継いでいかなければならない。

長期的なまちづくりは、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、様々な分野において新たな関係を構築していく必要がある。

一方、本町は引き続き極めて厳しい財政運営を迫られることが予想される。地方分権時代にふさわしい自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要がある。

### (2) その対策

町政の運営については、情報公開を積極的に推進するとともに、町の政策形成への住民の参画・協働を促すため、各種行政計画の策定や評価、見直しにあたり、審議会・委員会委員の一般公募やパブリックコメントを実施していく。

個性あるまちづくりとしては、月形町の歴史を活かしてまちのイメージづくりを推進するとともに、住民や地域が自ら考え実践するまちづくり活動の支援体制を充実していく。

また、効率的な自治体経営の推進と住民サービスの向上に向け、事務事業の見直しや組織・機構の再編をはじめとする行政改革を継続的に推進していくとともに、効率的で無駄のない財政運営の推進に努めていく。また、既存の広域事業の効果的な推進に努めるとともに、新たな広域連携について検討していく。

### (3) 計画（平成 28～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項		ふるさと活性化事業	月形町	
		税業務システム導入事業	月形町	

事業計画（平成28～令和2年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	プレミアム付き商品券発行事業	月形町	
2 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交流 の促進	(11) 過疎地域自立 促進特別事業	特別管理産業廃棄物運搬処分事業	月形町	
		地域情報通信基盤運用事業	月形町	
3 生活環境の整 備	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	町有施設解体事業	月形町	
4 高齢者等の保 険及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	認定こども園利用者負担等無償化事業	月形町	
		乳幼児等医療給付事業	月形町	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促 進特別事業	地域安定医療確保対策事業 (月形町立病院運営経費負担)	月形町	